

軽自動車等の廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の車両所有者(使用者)に課税されます。軽自動車等を譲渡・廃車した場合は各窓口で手続きをお願いします(※1)。軽自動車等を所有しなくなったとしても廃車の手続きが済んでいない場合、継続して翌年以降も課税されますのでご注意ください。なお、軽自動車税に月割り制度はありません。

※1 業者等に依頼しただけでは手続きが完了したことはありませんので、余裕をもって依頼してください。

【手続きの窓口】

種類	場所	電話番号
原動機付自転車 小型特殊自動車	中能登町役場 税務課	0767-72-3136
軽三輪 軽四輪	軽自動車検査協会石川事務所	050-3816-1853
軽二輪 二輪の小型自動車	北陸信越運輸局石川運輸支局	050-5540-2045

【申告に必要なもの】

- ・ 標識(ナンバープレート) ※2
- ・ 本人確認できるもの(免許証、マイナンバーカードなど)

※2 標識を紛失した場合は返納できない理由を伺った上で廃車手続きを行います。

原動機付自転車等の標識は中能登町より所有者に貸与しているものですので、故意または過失によるなどの正当な理由なく返納できない場合は標識弁償金 300円がかかります。

【お問い合わせ先】 中能登町役場 税務課 (行政サービス庁舎)

☎0767-72-3136